

ローランド・ミュージック・スクール 認定講師会「RET'S」会則 (2020年4月1日改定)

第一章 総則

【名称】

第1条 この会は、RET'S (Roland Music School Excellent Teacher's Society)(以下「本会」という)と称し、ローランド株式会社に属するものとします。

【所在地】

第2条 本会は、事務局を、東京都千代田区神田須田町2丁目7番ローランド株式会社内に置くものとします。
また、支部を必要な地に置くことができます。

第二章 目的及び活動

【目的】

第3条 本会は、ローランド・ミュージック・スクール認定講師資格取得者の認定講師資格の管理および指導活動を支援する各種企画立案、運営を目的とします。

【活動】

第4条 本会は、目的達成のため、次の活動を行ないます。
① ローランド・ミュージック・スクール講師資格認定証の発行
② 会員の講師活動をサポートする各種企画立案及び運営

第三章 会員

【資格】

第5条 本会の会員資格は、学校年齢19歳以上のローランド・ミュージック・スクール認定講師資格を有する者とします。

【入会】

第6条 本会の会員は、最初の認定講師資格取得時に所定の入会申込書を事務局に提出し、事務局の手続き完了をもって本会入会とします。

第7条 本会の会員に対しては会員証を交付し、本会の会員であることを証するものとします。
会員が本会の各種制度や特典を利用するときには、会員証を提示するものとします。

【会費】

第8条 本会の会費は、年額11,000円(10%税込)とします。ただし、初年度の会費は下記のとおりとします。

入会日	初年度会費(10%税込)
毎年4月1日	14,300円≪入会費3,300円含む≫

第9条 会員及び退会する会員は、既納の会費、その他の拠出金の返還を請求することはできません。

【資格の喪失】

第10条 会員は次の事由による場合、その会員資格及び認定講師資格を喪失します。

- ① ローランド・ミュージック・スクール認定講師資格を喪失したとき
- ② 退会したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 除名されたとき

【退会】

第11条 会員が自己の事由により本会から退会を希望する場合は、所定の退会届をもって事務局に届出なければならないものとします。
退会は毎年2月10日までに事務局に退会届を提出した会員を、新年度(4月1日)より退会扱いとします。
この場合、事務局へ会員証および自宅教室看板を返却することとします。

【会員資格の一時停止及び除名】

第12条 会員が次の各号に該当するときは、除名することができます。
① 本会の名誉及び信用を著しく傷つけ、秩序を乱したとき、及び本会の目的に反する行為のあったとき
② 所定の期限までに会費、その他の支払をしなかったとき
③ 本会の定める会則に違反したとき
④ 会員が会員資格及び認定講師資格を自ら放棄したとき

【海外赴任等の特例】

第13条 会員が海外赴任等をする場合は、申請により特例措置を受けることができます。
この場合、事務局と打合せするものとします。

【管理義務】

第14条 会員は会員資格及び会員証を第三者に貸与、譲渡、担保提供等することはできません。
かつ婚姻等により氏名、住所等に変更があった場合、あるいは紛失、盗難等にあった場合は速やかに事務局に届出るものとします。

【有効期限】

第15条 会員証の有効期限は、会員証記載の通りとし、会員証の更新手続は事前に連絡が無い限り自動継続とします。

第四章 付則

【会則の施行】

第16条 本会の会則は2016年4月1日から施行し、2020年4月1日より改定実施します。

【会則の改廃】

第17条 会則の改廃は、ローランド株式会社判断によって行えるものとする。

会員特典内規

第18条 入会されますと、会員は次の特典が得られます。
① 新規に教室を開設するときは、所定の申請書を事務局へ提出し承認された場合は次の助成があります。
ただし、ローランド・ミュージック・スクール講師資格取得後、1年以内の会員が対象となります。
・「ローランド・ミュージック・スクール」プレート看板貸与
・その他事務局が必要と認めた助成
② ローランド公式サイト内での教室情報PR
③ その他事務局が定める各種サービス(研修会の幹旋等)

第19条 会員は、RET'S 会員専用ウェブサイトより会員向けのコンテンツを通して、さまざまな情報を得ることができます。